

令和5年度第1回小笠原諸島世界自然遺産地域 科学委員会 議事概要

○会議は公開で行われた。

○結果概要（議事概要）は以下のとおりである。なお、本年度は管理計画及びアクションプランの見直し作業に伴い、年度内に再度科学委員会を開催する予定のため、第1回科学委員会において助言事項としての整理は行わない。

（1）管理の基本理念と基本方針について

<全般>

- ・観光客と来島者等、本文中の語句の使い分けを統一してほしい。
- ・用語集について、一般にわかるような書きぶりとなるよう留意する必要がある。

<1）生態系の保全>

- ・小笠原において種間相互作用は、ネガティブな作用として捉えられがちだが、ポジティブな作用もあるため、良い面／悪い面の両面に触れるか、ネガティブな部分のみを取り上げている旨、断りを入れるかした方が良好だろう。

<2）自然と人との共生>

- ・自然と暮らしの共生については、保全と利用のバランスをどのようにとるかを社会・経済・環境の各観点から対応していくということをまとめれば良いのではないかと。

<3）持続的な遺産の管理>

- ・遺産保護の仕組みについて、現行制度で対応しきれていない部分もあるため、「今後も取組を徹底する」よりは、「更に取組を充実させる」という表現が適切と思われる。
- ・p.4 最下段の文章が長文になっており読みづらいため、記載ぶりについては精査が必要である。
- ・遺産管理体制の連携先として、他地域組織等への言及が強調されているが、島内での連携についての言及とバランスを取るべき。

（2）管理の方策（(1)①生態系の修復と固有種等の絶滅回避）について

<表記について>

- ・制御と排除、植栽と再導入、域内保全と域外保全、飼育と保護など、文中の語句についてきちんとした定義づけ・使い分けがされるようにしてほしい。
- ・ネズミ、ドブネズミ等、記載情報のレベルを統一してほしい。
- ・島の暮らしとの関わり等、別項目で言及する事項については、「OP参照」等で記載場所を示した方がわかりやすいのではないかと。

<長期目標について>

- ・外来種に依存している保全対象種もいるため、種間相互作用の観点も考慮の上、長期目標を再考すべきではないかと。

<保全対象・脅威について>

- ・巽島への海鳥追加、母島からのメグロ削除など、保全対象・脅威の記載については、情報の精査・更新が必要である。
- ・未侵入の外来種については島ごとの整理としては記載しないとの事だが、特に侵入リスクが高い種や地域（父島や母島）については、脅威として記載するべきではないかと。

- ・脅威として挙げられているものはほとんどが外来種だが、人為的攪乱や人間生活との軋轢、すす病、気候変動など他の脅威も記載する必要があるのではないか。
- ・小笠原の生態系が地球温暖化によって大きな影響を受ける可能性がある。その点を村民にも啓発する必要があり、管理の方策にも追記すべきである。

<島間の課題・全島共通事項について>

- ・複数島間で生じる問題もあるため、全てを島単位で整理するのは難しいのではないかと。列島単位の方針をまとめることも一案である。
- ・小笠原諸島全域に関わる、海鳥による外来種運搬、ネズミなどの駆除技術開発等については、島ごとではなく共通の課題としてまとめるのが良いのではないかと。
- ・小笠原諸島全体として技術開発について議論する場が必要である。現在は事業として実施できる対策のみになってしまっているのではないかと。技術開発だけでなく、既存技術のスクリーニング等も含めて検討が必要である。

<各島の管理の方策について>

- ・在来植物が海鳥の営巣を阻害していることもあるため、在来種管理の必要性についても言及すべきである。
- ・外来種を餌資源としている在来種がいる点も考慮して外来種対策を進める必要がある。
- ・鳥類については、再導入という形ではなく生息地の管理によって個体数増加を促すという方策が主である。
- ・行文線計画のようなインフラ整備にあたっては、遺産価値の保全により一層留意すべきである。
- ・外来種対策のうち、絶滅を目指せないものについては、予算が課題となっているもの、技術不足が課題となっているものが判別できるようにしてはどうか。

※その他、個別の事項については、議事録参照

<その他>

- ・遺産地域には海域公園地区も含まれている。サンゴの白化、オニヒトデの大量発生、密猟、アンカリング等の課題も抱えているため、海域公園地区を中心とする海域における長期目標・管理の方策も設定すべきではないかと。
- ・西之島保全のための法的整備はぜひ進めてもらいたい。噴火活動による陸域の変化も踏まえ、遺産区域の拡大も含めて検討してほしい。

(3) 母島外来種対策指針の検討状況について

- ・管理機関が発注する公共工事だけでなく、民間事業者の工事や管理機関以外が実施する公共工事などにおいても指針が遵守されるように検討を進めてほしい。
- ・指針の運用について地域に対してもきちんと説明する必要がある。
- ・母島に持ち込まれてからの監視よりも持ち込み前の父島や内地での点検が重要である。

(4) その他

- ・小笠原の陸域調査を対象とした研究者向けガイドラインについて、今年度中の改定を目指して見直し作業を進めていく予定である。

以上